

役員等の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人坂井市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第19条の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事及び各種委員会の委員をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要に都度応じ、定額を支払うことができる。
- 3 役員等には役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬月額は、別に定める。

- 2 非常勤役員に対する報酬は別表1「非常勤役員の報酬」に定める金額とする。
- 3 各種委員会の委員に対する報酬は別表2「各種委員会の委員の報酬」に定める金額とする。

(報酬等の支給日)

第5条 非常勤役員の報酬は年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、支給日は職員給与規程第4条を準用するものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 センターは役員等が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの

請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 費用の額は、別表3により予算の範囲内において支給する。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表1 非常勤役員の報酬

理事長及び副理事長の決裁等出席に伴う報酬

理事長 月額20,000円

副理事長 月額10,000円

理事、監事の理事会及び監査等出席に伴う報酬 日額3,000円

別表2 各種委員会の委員の報酬

各種委員会等出席に伴う報酬 日額2,000円

別表3 費用弁償の額

(1)非常勤役員の管内職務に係る費用			
各非常勤役員の自宅からセンター又は開催場所までの距離に基づく			
次の額			
0～30キロ未満	500円	30キロ以上	700円
(2)役員の管外職務に係る費用		旅費規程に定める金額	
(3)その他		実費	

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月22日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年6月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。